

産婦健康診査を県外の医療機関で受診される方へ



里帰り出産等の理由により、産婦健康診査（産後2週間頃、産後1か月頃）を指定医療機関※以外で受診される方は、下松市の基準額の範囲内での受診料の補助が受けられます。

以下の要領で受診してください。（※転出された方は該当しません）

※指定医療機関…光市 梅田病院、みちがみ病院
周南市 田中病院、津永産婦人科、徳山中央病院
防府市 県立総合医療センター、手山産婦人科
柳井市 周東総合病院

① 医療機関を受診します。

受診の際、以下を医療機関にお渡しください。

- ・ 医療機関宛説明書（初回受診時のみ）
- ・ 産婦健康診査受診票
- ・ 母子健康手帳
- ・ 下松市産婦健康診査事業補助金交付申請書
（医療機関で産婦健診のみの領収書が発行されない場合）

② 受診後は受診料を支払い、領収書などを受け取ります。

医療機関では、一旦、実費をお支払いいただきます。以下を受け取って帰ってください。

- ・ 『下松市産婦健康診査事業補助金交付申請書』の下部の様式での領収書、もしくは
医療機関で発行される産婦健康診査単一の領収書
- ・ 産婦健康診査受診票（下松市分）
- ・ 母子健康手帳

③ 後日、下松市子ども家庭課 母子保健係の窓口で申請をします。

県外での最後の産婦健診受診後、お早めに、以下をご持参ください。

申請は代理の方でも構いません。

- ・ 下松市産婦健康診査事業補助金交付申請書（※見本を見て記入をしてください）
- ・ 領収書（産婦健康診査単一のもの）……申請書の領収書部分に記載がある場合は不要
- ・ 産婦健康診査受診票（下松市分）……結果が記入されているもの
- ・ 母子健康手帳

市のホームページから様式をダウンロードすることもできます。

そのほか、ご不明点は子ども家庭課へお問い合わせください。

下松市子ども家庭課 母子保健係（子ども家庭センター ハピスタくだまつ）

下松市中央町21番1号

Tel:0833-41-1022